

令和7年度 生活指導及び体罰防止の取組

校長 内藤 彰

① 生活指導方針

- ア 一人一人が個性を発揮し自信と喜びをもって生活できるように、児童理解に基づく対話を重視した指導を通して児童に自尊感情と自己肯定感を育むことを目指します。
- イ 一人一人が豊かな人間性・社会性を身に付けられるように、全教育活動を通して心の教育を進めます。特に、道徳教育との関連を図り、相手を思いやり、共に助け合うことの大切さを意図的・計画的に指導します。そして、日常生活において実践する態度を身に付けさせます。
- ウ 規範意識を高め、規則正しい学校生活を送ることができるように、小中連携のもと、生活スタンダード「あきばのきまり」（あいさつ・歩き方・聞き方・時と場にあった話し方）を年間通して指導します。
- エ 教職員は児童の可能性を信じ、善い行いは認め励ますとともに善くない行いに対しては自覚と反省を求め改善を促し、温かく時には厳しく、公平・公正な姿勢で接します。
- オ 児童の生活指導上の課題については共通理解を図り、家庭や関係機関と連携協力しながら組織として指導にあたっていきます。

② 体罰防止の取組

- たたく・殴る・蹴るなどの行為はもとより、暴言や罵声、人格を傷つけるような発言も児童の心を傷つける不適切な行為で体罰の範疇に入ります。本校では体罰を「指導の敗北」ととらえ、学校から体罰を根絶する取組を進めます。
- ア 東京都教育委員会及び八王子市教育委員会の指導の下、7月・9月・12月を体罰防止強化月間と位置づけ、「体罰防止研修」を実施し、アンガーマネジメント（怒りのコントロール）のスキル向上に努め、体罰や不適切な指導および行き過ぎた指導を防止します。
- イ 問題行動への対応や生徒指導は、複数の教員で当たります。また、適時報告・連絡・相談を徹底させるとともに、密室での指導を避け、体罰を起こさない・起こさせない環境づくりをします。
- ウ 毎月、八王子市教育委員会配布の「体罰防止セルフチェックシート」を活用して、指導者自身が指導場面を振り返ることで、一人一人の意識の向上を図ります。